

日本マス・コミュニケーション学会企画委員会内規

(1989年3月11日理事会決定)

第1条(目的) この内規は、日本マス・コミュニケーション学会規約第22条にもとづき、企画委員会(以下、委員会と略称)について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(任務) 委員会は、次の事項に関する活動を行う。

1. 大会研究発表とそれに関連した企画
2. 前項のほか理事会がとくに付託した事項

第3条(委員) 委員会は、企画担当理事(正・副)、研究活動担当理事の内1名、および委員長の推薦により、理事会の議を経て会長が委嘱した正会員若干名をもって構成する。

第4条(委員長) 委員会に委員長をおく。委員長は企画正担当理事があたる。

第5条(任期) 委員長および委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。ただし、再任をさまたげない。

第6条(改正) この内規の改正は、理事会の議を経て、総会に報告するものとする。

付則 1. この内規は、1989年5月27日より実施する。

2. 1975年10月25日承認の研究企画委員会内規は、本内規実施の日をもって失効する。

日本マス・コミュニケーション学会研究活動委員会内規

(1989年3月11日理事会決定)

第1条(目的) この内規は、日本マス・コミュニケーション学会規約第22条にもとづき、研究活動委員会(以下、委員会と省略)について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(任務) 委員会は、次の事項に関する活動を行う。

1. 学会研究活動の組織、運営および推進
2. 研究部会の活動の促進および調整
3. 前2項のほか理事会がとくに付託した事項

第3条(委員) 委員会は、研究活動担当理事(正・副)、各研究部会長、および委員長の推薦により、理事会の議を経て会長が委嘱した正会員若干名をもって構成する。

第4条(委員長) 委員会に委員長をおく。委員長は、研究活動正担当理事があたる。

第5条(任期) 委員長および委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。ただし、再任をさまたげない。

第6条(改正) この内規の改正は、理事会の議を経て、総会に報告するものとする。

付則 この内規は、1989年5月27日より実施する。

日本マス・コミュニケーション学会機関誌編集委員会内規

(1975年10月25日理事会決定)

(1993年4月26日理事会改正決定)

第1条(目的) この内規は、日本マス・コミュニケーション学会規約第22条にもとづき、

編集委員会（以下、委員会と略称）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（任務） 委員会は、次の事項に関する活動を行う。

1. 機関誌「マス・コミュニケーション研究」の編集
2. その他理事会がとくに付託した事項

第3条（委員） 委員会は、編集担当理事、および、正会員のなかから、理事会の議を経て、会長が委嘱した委員若干名をもって構成する。

第4条（委員長） 委員会に委員長をおく。委員長は、編集担当理事があたる。

第5条（任期） 委員長および委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。但し、再任をさまたげない。

第6条（査読小委員会） 委員会は、そのもとに投稿論文審査のため、委員会以外の正会員を含む査読小委員会を設置することができる。但し、同小委員会には論文投稿者を含めない。

第7条（改正） この内規の改正は、理事会の議を経て、総会に報告するものとする。

付則 この内規は、1993年5月1日より施行する。

日本マス・コミュニケーション学会国際委員会内規

（2021年7月24日理事会決定）

第1条（目的） この内規は、日本マス・コミュニケーション学会規約第22条にもとづき、国際委員会（以下、委員会と略称）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（任務） 委員会は、次の事項に関する活動を行う。

1. 学術的な国際交流、研究成果の国際発表、および、それらに関連した企画
2. 前項のほか理事会がとくに付託した事項

第3条（委員） 委員会は、国際担当理事（正・副）、研究活動担当理事の内1名、および委員長の推薦により、理事会の議を経て会長が委嘱した正会員若干名をもって構成する。

第4条（委員長） 委員会に委員長をおく。委員長は国際正担当理事があたる。

第5条（任期） 委員長および委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。ただし、再任をさまたげない。

第6条（改正） この内規の改正は、理事会の議を経て、総会に報告するものとする。

付則 この内規は、2021年7月24日より実施する。

日本マス・コミュニケーション学会研究部会細則

（1989年3月11日理事会決定）

第1条（目的） この規則は、日本マス・コミュニケーション学会研究活動委員会内規第2条2項にかかわる研究部会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（任務） 研究部会は、各専門分野における研究活動促進のために、次の事項に関する活動を行う。

1. 研究会等の企画および実施

2. 前項のほか研究活動委員会がとくに付託した事項

第3条（設置の基準） 研究部会は、次のような基準にもとづき、理事会の議を経て設置する。

1. 比較的多数の会員が共通の関心をもっている一定の専門分野で、恒常的に会員の当該分野における諸研究活動の促進をはかる必要がある場合

2. 前項のほか研究活動委員会がとくに必要と認めた場合

第4条（部会長） 研究部会に部会長をおく。部会長は、研究活動委員長の推薦にもとづき、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第5条（運営） 研究部会は、部会長および幹事若干名をもって運営する。幹事は、正会員のなかから、部会長の推薦にもとづき会長が委嘱する。

第6条（任期） 研究部会長および幹事の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。ただし、再任をさまたげない。

第7条（改正） この規則の改正は、理事会の議を経て、総会に報告するものとする。

付則 この規則は、1989年5月27日より実施する。

理事候補者および監事候補者選出細則

（1974年9月7日理事会決定）

（1984年11月10日臨時総会改正議決）

（1998年10月31日臨時総会改正議決）

（2014年5月31日総会改正議決）

第1条（目的） 学会規約第14条により総会において選出される理事および監事の候補者（以下候補者という）は、本細則にしたがって選出する。

第2条（定数および選出方法） 理事候補者の定数は23名以内とし、そのうち20名を正会員の選挙により選出し、3名以内を、選挙により当選した理事候補者の推薦により選出する。

2. 監事候補者は、2名を、選挙により当選した理事候補者の推薦により選出する。

第3条（選挙権および被選挙権） 役員改選の行われる年の1月1日現在における正会員は選挙権および被選挙権を有する。但し、役員改選の行われる年の1月1日現在において、3年以上会費を滞納している正会員と、国外居住の正会員は除く。

第4条（選挙区および定員） 選挙は東・西の二選挙区とし、各選挙区ごとに選挙を行う。

2. 東選挙区、西選挙区の理事の定員の配分は、役員改選の年の1月1日現在において、それぞれの選挙区に居住する正会員数に応じて選挙管理委員会が決定する。

3. 東選挙区は、静岡県、長野県、富山県以東とし、その西を西選挙区とする。

第5条（郵便投票） 投票は郵送によって行う。

2. 投票用紙は2月15日までに、選挙人名簿を添えて第3条の正会員に送付する。

3. 投票は2月末日消印のものまで有効とし、以後のものは無効とする。

第 6 条（投票の方法） 投票は無記名とする。

2. 投票は、第 3 条の正会員を被選挙権者とし、各選挙区の理事定員の半数（端数は切り上げる）を連記する。

3. 前項に指定する人数を超えて連記したものは無効とする。但し以内のものは有効とする。

第 7 条（当選の決定） 当選の決定は、得票順に上位から第 4 条 2 項に定める東選挙区、西選挙区の理事定員数までを当選とする。

2. 最下位に同一得票者が 2 名以上いた場合には、抽選によって当選を定める。

第 8 条（選挙管理委員会） 選挙管理委員会（以下委員会という）は会長が委嘱する若干名の正会員により組織する。

2. 委員会は、選挙人名簿確定の 15 日以前に設置する。

3. 委員会は、互選により委員長を決定する。

4. 委員会は、候補者の選出に関する一切の事務を管理する。

5. 委員会は、第 4 条 2 項の規定により、東選挙区、西選挙区の理事定員数を決定し、選挙告知に記載して通知する。

6. 委員会は、3 月 10 日までに開票を終了して当選候補者を内定し、すみやかに本人に通知する。

7. 病気その他やむを得ざる理由により辞退する者があった場合には、その選挙区について次点を繰り上げ当選とする。

8. 委員会は 3 月末日までに当選候補者を決定する。

第 9 条（推薦による理事候補者の選出） 選挙管理委員会委員長は選挙終了後すみやかに、当選した理事候補者で組織する推薦委員会を召集する。

2. 推薦委員会は、第 2 条 1 項後段に規定する推薦による理事候補者 3 名以内を選出し、選挙管理委員会委員長に通告する。

第 10 条（監事候補者の選出） 前条 1 項の推薦委員会は、第 2 条 2 項に規定する監事候補者 2 名を選出し、選挙管理委員会委員長に通告する。

第 11 条（総会への報告） 選挙管理委員会は、理事候補者および監事候補者選出の結果を総会に報告する。

第 12 条（改正） この細則の改定は、理事会の議を経て、総会で議決するものとする。

企画委員会内規・研究活動委員会内規・研究部会規則に関する申し合わせ事項

（1989 年 4 月 15 日理事会決定）

（2021 年 7 月 24 日理事会改正決定）

1. 企画委員会内規第 2 条 1 項「大会研究発表会とそれに関連した企画」の「それに関連した企画」とは、たとえば、見学会、講演会、サテライト・ミーティングなどである。

2. 研究活動委員会内規第 2 条 1 項「学会研究活動の組織、運営および推進」の「学会研究活動」とは、大会研究発表会以外の学会研究活動全般のことで、具体的には、(イ) 研究部

- 会が担当する専門分野以外の領域に関する研究会の企画・実施、(ロ) 大会研究発表会のと
き以外の見学会や講演会の企画・実施、(ハ) 大会研究発表会よりも規模は小さいが、研
究会よりも規模は大きい研究発表会や、緊急性のあるシンポジウムの企画・実施が考えられる。
3. 研究部会は会員が固定的に分属する実体的な部会ではなく、各専門分野の研究活動の促
進をはかるための諸活動の企画・実施を担当する機能的な意味の部会とする。
 4. 研究部会設置の趣旨により、当面、理論研究部会、ジャーナリズム研究・教育部会、放
送研究部会、メディア文化研究部会、ネットワーク社会研究部会、メディア史研究部会をお
く。
 5. 研究部会規則第2条1項「研究会等の企画および実施」の研究会等の「等」とは、たと
えば、講演会、シンポジウムなどである。

日本マス・コミュニケーション学会優秀論文賞選考委員会 実施細則

(2004年3月6日理事会決定)

第1条 目的 本細則は日本マス・コミュニケーション学会優秀論文賞選考委員会(以下、
選考委員会)にかかわる項目について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 任務 選考委員会は日本マス・コミュニケーション学会優秀論文賞規定(以下、規
定)に基づき、次の活動を行う。

受賞者の決定、告知、授与

前項にかかわるほか、理事会がとくに付託した事項

第3条 委員

1. 選考委員会は規定により定められた9名(理事3名、会員6名)をもって構成され、委
任状を含めて半数以上の出席をもって成立する。

2. 選考委員会は、必要に応じて会員の意見を聞くことができる。

第4条 委員長 委員長は規定に基づき選考委員の互選により選出される。

1. 委員長は選考結果を理事会に報告しなければならない。

2. 委員長は必要に応じて職務代行者として副委員長を指名できる。

第5条 委員会の決定は委員の半数以上の同意を必要とする。

第6条 任期 規定に基づき、任命から当該選考の終了までとする。

第7条 優秀論文賞の表彰

1. 規定に基づき、賞状及び副賞として賞金を贈呈する

2. 優秀論文賞 3本以内

3. 賞金については、優秀論文賞3万円とする

第8条 優秀論文賞の選考対象になる論文掲載号の公示は、会報等で行う。

第9条 改正 この細則の改正は、理事会の議を経なければならない。

付則 1. この細則は2004年3月6日より実施する。

2. 優秀論文賞規定の改正があった場合、本細則もそれに準じる扱いとする。

内川芳美基金運用規約

(設立)

第1条 日本マス・コミュニケーション学会は、故内川芳美元会長・名誉会員の寄贈を原資とする「内川芳美基金」(以下「基金」)を設立する

(目的)

第2条 「基金」は、言論の自由、平和、非暴力を希求する故人の遺志に基づき下記の事業を行う

- ① 内川芳美記念マス・コミュニケーション学会賞
- ② 海外学会・研究者等との国際交流事業
- ③ その他、故人の遺志にかなう事業

(内川芳美基金運営委員会の設置)

第3条 日本マス・コミュニケーション学会は、「基金」の管理・運用を審議・決定する「内川芳美基金運営委員会」(以下、「運営委員会」)を設置する

第4条 「運営委員会」委員は、日本マス・コミュニケーション学会会長が任命し、同理事会が承認する

第5条 「運営委員会」委員には、日本マス・コミュニケーション学会会長、総務担当理事、「内川芳美先生を偲ぶ会」の発起人で本学会の会員を加えるものとする

第6条 「運営委員会」委員は、二年を任期とする(重任を妨げない)

第7条 「運営委員会」委員長は会長とし、同委員会を主宰する

第8条 「運営委員会」は、第2条に関わる事業について審議・決定し、理事会の承認を得るものとする

第9条 「運営委員会」は、年度ごとに事業報告、会計報告を行い、理事会の承認を得るものとする

(内川芳美記念マス・コミュニケーション学会賞選考委員会の設置)

第10条 「運営委員会」の下に、「内川芳美記念マス・コミュニケーション学会賞選考委員会」(以下、「内川記念学会賞選考委員会」)を設置する

第11条 「内川記念学会賞選考委員会」委員は、「運営委員会」が審議・決定し、理事会の承認を得るものとする

第12条 「内川記念学会賞選考委員会」は、内川記念学会賞の選定作業を行い、「運営委員会」の議を経て、理事会に報告する

(改正)

第13条 この規約の改正は、理事会の議を経て、総会に報告する

(細則)

第14条 本規約を実施するために細則を設けることができる

付則 この規約は、2006年6月10日より施行する